

書きかた等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表3又は付表4を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目」及び「銘柄」欄

下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」により、取得した有価証券の細目及び銘柄を記入してください。

2 「国外」欄

取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入の必要はありません。

3 「特例」欄

取得した有価証券について租税特別措置法第69条の6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）の規定を適用する場合は、「3」を記入してください（その他の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。）

4 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

5 第15表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」の「第15表の該当欄」のとおりです。

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種類	細目		銘柄	第15表の該当欄
有価証券	特定同族会社 ^(注) の株式、出資	配当還元方式によったもの	その銘柄	⑰
		その他の方式によったもの		⑱
	上記以外の株式、出資			⑲
	公債、社債			⑳
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			㉑

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。